

## 令和6年度 長崎市利用者負担額【保育料】

【 】内はひとり親世帯、世帯員に障害者がいる世帯

階層		区 分	3号		1号・2号	
1号認定	2・3号認定		保育標準時間	保育短時間		
			A	A		生活保護世帯
B	B	市民税非課税世帯				
	C	C	非課税	16,000円 【7,500円】	14,400円 【6,700円】	
48,600円未満			24,000円 【9,000円】	21,600円 【8,100円】		
D1	D1	市民税所得割課税額	77,101円未満	24,000円	21,600円	
			97,000円未満	24,000円	21,600円	
D2	D2		169,000円未満	37,000円	33,300円	
D3	D3		301,000円未満	47,000円	42,300円	
D4	D4		397,000円未満	51,000円	45,900円	
D5	D5		397,000円以上	58,000円	52,200円	

(注1) 年度途中で満3歳になり、3号から2号になった場合でも、**年度末までは3号認定の保育料**となります。

(注2) 市民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除・ふるさと納税（寄付金）控除などの**税額控除（調整控除除く）前の税額**となります。

(注3) 利用者負担額【保育料】は、主に父と母（場合によっては、祖父又は祖母）の市民税所得割課税額の合算額で計算します。

### 多子世帯の負担軽減措置

次の条件に当てはまる場合は、保育料を0円とします。

- ・ **小学校就学前の範囲**において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目以降は0円とします。ただし、**市民税所得割課税額 97,000円未満 (D1階層以下) の世帯は、同一世帯の最年長の子ども (概ね満18歳までの子ども) から数えて、2人目以降は0円とします。**

## (5) 副食費（おかず・おやつ代）の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月1日から始まり、保育料については無償化されましたが、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず・おやつ代）は、実費を各施設に支払うこととなります。（世帯状況により免除される場合があります。「イ副食費の免除」参照）

なお、3号認定の子どもについては、従来どおり給食費が保育料に含まれていますので、実費額の負担はありません。

### ア 支払い先

各施設（金額についても各施設が設定します）

### イ 副食費の免除

② 年収360万円未満相当(市民税所得割課税額77,101円未満)世帯の全ての子ども

②第3子以降（2号認定については、小学校就学前から数える。）

※ただし、年収470万円未満相当（市民税所得割課税額97,000円未満）世帯については、年齢制限を撤廃し、最年長の子どもから数えます。年収は推定のため、世帯の状況により異なります。

### 副食費免除対象者確認表

階層		区 分	1号認定			2号認定		
1号認定	2号認定		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	A		生活保護世帯	免除			免除	
B	B	市民税非課税世帯						
	C	非課税						
C	C	48,600円未満						
D1	D1	77,101円未満	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)	免除 (概ね18歳までの範囲で子の数を数える)				
		97,000円未満						
D2	D2	169,000円未満	実費負担 (施設ごとに異なります)	実費負担 (施設ごとに異なります)				
D3	D3	301,000円未満						
D4	D4	397,000円未満	免除 (小学校3年生までの範囲で子の数を数える)	免除 (小学校就学前までの範囲で子の数を数える)				
D5	D5	397,000円以上						